

上北山村事業継続支援金

令和5年12月に国道169号線上池原地区で発生した崩土の影響により、厳しい状況にある村内の中小法人・個人事業者等の事業継続・事業回復を支援するため、支援金を支給します。

対象事業者

上北山村内に本店又は主たる事業所を有する中小法人・個人事業者

※ 令和5年4月1日時点において、上北山村で事業所を有して居る事業者

主な支給要件

令和6年4月～6月の売上総額が、令和5年4月～6月の売上総額と比べて

30%以上減少、かつ

中小法人は20万円以上、個人事業者は10万円以上減少

していること

※売上額がわかる売上台帳や確定申告書の写し等を提出いただきます。

詳細は同支援金、申請要綱をご覧ください。

支給額

中小法人 20万円、個人事業者 10万円

申請受付

(受付期間) **2024年7月1日～8月31日まで**

(提出・問合せ先)

上北山村役場 企画政策課

TEL 07468-2-0002

〒639-3701 上北山村河合330

※ 上記まで郵送、もしくはご持参ください（平日8:30～17:15）

※ 申請書類は、役場で配布もしくは上北山村HPに掲載しております